

第5章

第6期障害福祉計画 の施策展開

第5章 第6期障害福祉計画の施策展開

1 基本指針の見直しポイント

第6期障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、厚生労働省が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえ、本市における令和3年度から令和5年度までの3年間の障害福祉サービスなどの見込量とその確保方策や障害福祉サービス等の提供体制を確保するための成果目標などを示す計画です。

国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画策定に係る基本方針」の見直しの主なポイントは次の通りです。本計画においても、これらを踏まえ策定するものとします。

見直しの主なポイント

- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 障害者の社会参加を支える取組
- 障害福祉サービスの質の向上
- 障害福祉人材の確保
- 相談支援体制の充実・強化等

成果目標に関する事項

- 福祉施設の入所者の地域生活への移行（継続）
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（継続）
- 地域生活支援拠点等が有する機能の充実（拡充）
- 福祉施設から一般就労への移行等（継続）
- 相談支援体制の充実・強化等（新規）
- 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築（新規）

2 令和5年度に向けた成果目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的生活から、障害のある人それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障害のある人の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

■ 福祉施設の入所者の地域生活への移行の目標値

項目		数値
令和元年度末時点の入所者数(A)		436人
令和5年度末の入所者数見込		429人
福祉施設から地域生活への移行	【目標値】 福祉施設から地域生活への移行者数(B)	27人
	移行率(B/A) ※令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行	6.2%
施設入所者数の削減	【目標値】 施設入所者の削減数(C)	7人
	削減率(C/A) ※令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減	1.6%

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるような地域づくりを進めるため、保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置し、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざします。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があることから、新たな国の基本指針では、基盤整備の状況を評価する指標として、保健、医療、福祉等の関係者による協議の場の開催回数等の目標値を設定することとされています。これを踏まえ、本市では令和5年度までに協議の場を設けることとし、各目標を次の表のように定めます。

■ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標値

項目		数値
令和5年度までに保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	【目標値】 保健・医療・福祉関係者による協議の場を設け、一年間の開催回数	1回/年

項目		数値
保健・医療(精神科、精神科以外の医療機関別)・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数	【目標値】 保健・医療(精神科、精神科以外の医療機関別)・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数	各関係機関より多くの参加者を募る
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	【目標値】 保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回/年以上
精神障害者の地域移行支援の利用者数	【目標値】 精神障害者の地域移行支援の利用者数	2人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	【目標値】 精神障害者の地域定着支援の利用者数	41人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	【目標値】 精神障害者の共同生活援助の利用者数	141人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	【目標値】 精神障害者の自立生活援助の利用者数	8人

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害のある人等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する人への支援を進めるため、自立等に関する相談や、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、緊急時の受け入れ態勢の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、サービス拠点の整備、コーディネーターの配置等の地域の体制づくりを行うなどの機能を担う体制が求められています。

こうした体制を実現するため、令和5年度末までに、地域生活支援拠点（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制「面的な体制」を含む）を整備し、その運用状況を検証、検討します。

■ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実の目標

項目		数値
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点等の整備	【目標値】 令和5年度末時点の整備数 1か所
	運用状況の検証・検討	【目標値】 令和5年度末までの間の、地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討回数 1回/年

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、福祉施設から一般就労への利用者数等に関する目標値を設定します。各目標については、以下に示す通りです。

■ 福祉施設から一般就労への移行等の目標値

項目		数値	
福祉施設から一般就労への移行者数	全体	【基準値】 令和元年度における一般就労への移行者数	51人
		【目標値】 令和5年度における一般就労への移行者数 ※令和5年度中に令和元年度実績の1.27倍以上	65人 1.27倍
	就労移行支援事業	【基準値】 令和元年度における就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	23人
		【目標値】 令和5年度における就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数 ※令和5年度中に令和元年度実績の1.30倍以上	30人 1.30倍
	就労継続支援A型事業	【基準値】 令和元年度における就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数	18人
		【目標値】 令和5年度における就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数 ※令和5年度中に令和元年度実績の1.26倍以上	23人 1.28倍
	就労継続支援B型事業	【基準値】 令和元年度における就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	7人
		【目標値】 令和5年度における就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数 ※令和5年度中に令和元年度実績の1.23倍以上	9人 1.29倍
	就労定着支援事業の利用率	【基準値】 令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	65人
		【目標値】 令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者数の割合 ※一般就労に移行する人のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用	46人 70.8%

項目		数値
就労定着支援事業所における 就労定着率	【基準値】 令和5年度末の就労定着支援事業所数※	7事業所
	【目標値】 令和5年度末の就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者の割合)が8割以上になる就労定着支援事業所の割合	5事業所
	※就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上	71.4%

※令和2年度現在4事業所であるが、毎年1事業所増を見込み7事業所とした。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、相談支援体制を充実・強化するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することが新たに定められました。これを踏まえ、本市では各目標を以下のように定めます。

■ 相談支援体制の充実・強化等の目標値

項目		数値等
総合的・専門的な相談支援※	【目標値】 総合的・専門的な相談支援の実施等の確保の有無	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言※	【目標値】 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	800件/年
地域の相談支援事業者の人材育成の支援※	【目標値】 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	9件/年
地域の相談機関との連携強化の取組の実施※	【目標値】 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	2回/年

<国の考え>

※「総合的・専門的な相談支援」とは、障害の種別にかかわらず、基幹相談支援室や委託相談支援事業所が様々なニーズに対して各関係機関と連携して、ワンストップで対応できる相談支援の業務及び体制をいう。

「訪問等による専門的な指導・助言」・「人材育成の支援」・「連携強化の取組の実施」については、基幹相談室が行う業務を念頭に置いたもの。

<数値の根拠>

※「訪問等による専門的な指導・助言件数」…令和元年度実績(784件)に基づくもの。

「人材育成の支援」…令和5年度までに全事業所(26事業所)を巡回することを目標に、毎年9件支援する。

「連携強化の取組の実施」…相談支援専門員交流会を毎年2回開催する。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の多様化や、サービス提供事業所の増加に伴い、利用者のニーズに合ったサービスを適切に提供することがより一層求められています。そのため、国の基本指針では、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築することが新たに定められました。これを踏まえ、本市では各目標を次の表のように定めます。

■ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の目標値

項目	数値等
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	【目標値】 富山県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や富山県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数 [※] 担当課職員
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有	【目標値】 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数 [※] 有 1回
指導監査結果の関係自治体との共有	【目標値】 富山県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有体制の有無及びそれに基づく共有回数 [※] 有 1回

※富山県が実施する障害福祉サービス研修には、「相談支援従事者養成研修」やサービス管理者責任者養成研修、「障害程度区分認定調査員研修」などがあり、担当課職員が積極的に参加していくもの。

※「障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有」と「指導監査結果の関係自治体との共有」については、県が行っている「事業所説明会」にて、各事業所や自治体へ国保連請求の審査内容や指導監査の結果などの報告を行うことを想定している。

3 障害福祉サービスの見込量と確保策

(1) 訪問系サービスの見込量と確保策

利用者が自宅において必要な日常生活や社会生活を営めるよう、そのニーズに応じて必要となる訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等）の量の確保とサービスの質の向上に努めます。

① 居宅介護

障害のある人が居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事ならびに生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助を受けるサービスです。

第5期計画と実績

利用者数は概ね計画通り、利用延時間数は計画を下回って推移しています。

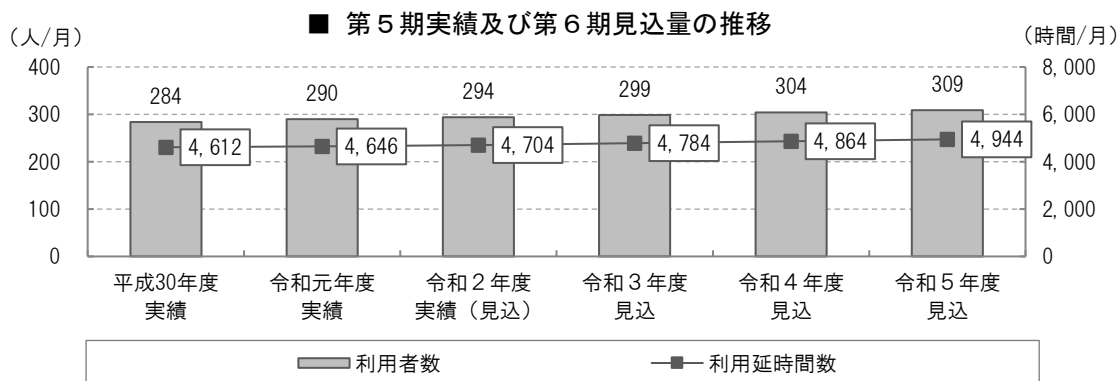
見込量

利用者数の見込は、平成30年度から令和2年度までの実績をもとに、現に利用している人の数、新規利用のニーズ、事業所の新設等を勘案して算出しています。利用延時間数は、これまでの実績から1人当たり利用時間数を16時間/月として算出しています。

見込量確保のための方策

令和2年8月現在の指定居宅介護事業所は54か所です。介護保険の訪問介護事業所からの参入も含め、事業者及びヘルパーの確保に努めます。

区分	第5期計画値・実績値						第6期見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
利用者数 (人/月)	280	284	296	290	312	294	299	304	309
利用延時間数 (時間/月)	4,760	4,612	5,032	4,646	5,304	4,704	4,784	4,864	4,944



② 重度訪問介護・重度障害者等包括支援

重度訪問介護は、重度の肢体不自由・知的障害・精神障害のため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービスです。また、重度障害者等包括支援は、常時介護を要する障害のある人であって意思疎通を図ることに著しい支障のある人が、居宅介護等の複数のサービスを受けることができるとともに、緊急のニーズにも臨機応変にサービスを受けられる仕組みです。

第5期計画と実績

重度訪問介護は、利用者数については概ね横ばいで推移しており、利用延時間数については計画を上回って推移しています。重度障害者等包括支援は、指定事業者・利用者数ともに実績がありません。

見込量

利用者数の見込は、平成30年度から令和2年度までの実績をもとに、毎年1人/月ずつ利用者数の増加を見込んで算出しています。

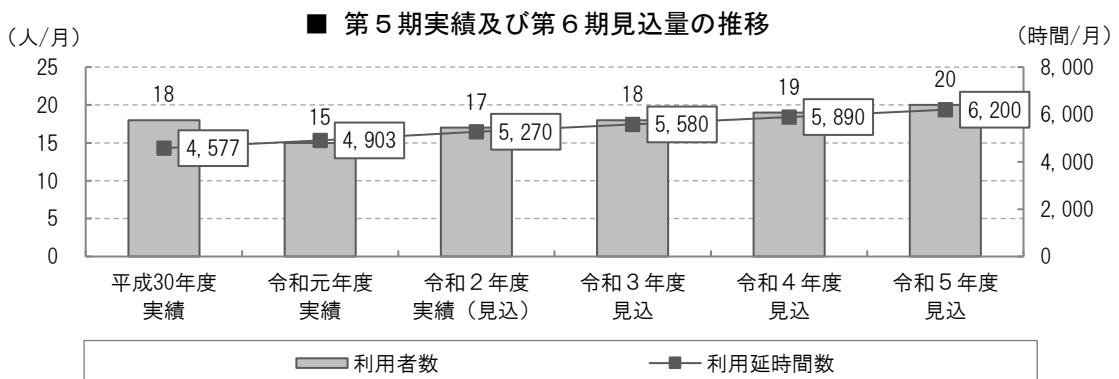
利用延時間数は、これまでの実績から1人当たり利用時間数を310時間/月として算出しています。

見込量確保のための方策

令和2年8月現在の指定重度訪問介護事業所は50か所です。今後も、事業者及びヘルパーの確保に努めていきます。

重度障害者等包括支援については、現在事業所はありませんが、既存のサービスを十分活用することにより、利用者のトータルな支援を行います。

区分	第5期計画値・実績値						第6期見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
利用者数 (人/月)	18	18	19	15	20	17	18	19	20
利用延時間数 (時間/月)	4,294	4,577	4,527	4,903	4,760	5,270	5,580	5,890	6,200



③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難がある障害のある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護など必要な援助を行うサービスです。

第5期計画と実績

利用者数、利用延時間数ともに計画を下回って推移しています。

見込量

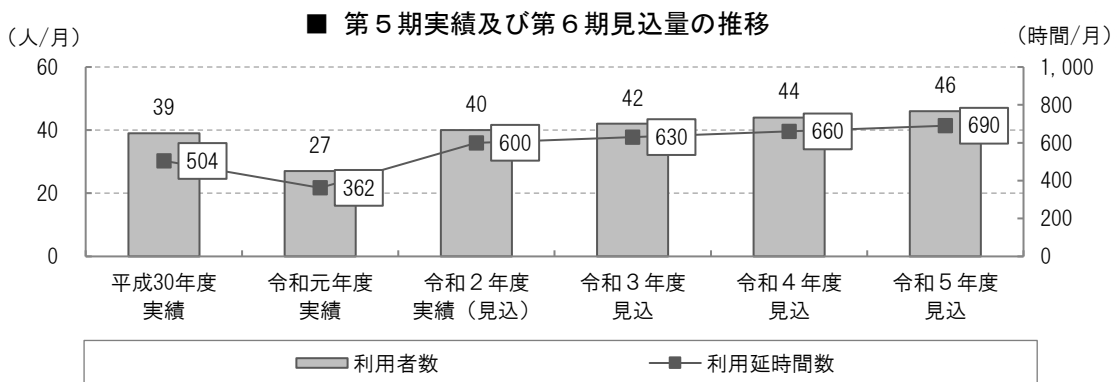
利用者数の見込は、同行援護サービスの周知により、利用者数が増加するものとして算出しています。

利用延時間数は、これまでの実績から1人当たり利用時間数を15時間/月として算出しています。

見込量確保のための方策

令和2年8月現在の指定同行援護事業所は15か所です。利用対象者に対するわかりやすい周知に努めるとともに、同行援護利用者のニーズに応えられるよう、事業者及びヘルパーの確保に努めます。

区分	第5期計画値・実績値						第6期見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
利用者数(人/月)	49	39	56	27	63	40	42	44	46
利用延時間数(時間/月)	735	504	840	362	945	600	630	660	690



④ 行動援護

知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人であって、常時介護を要する人につき、行動する際の危険を回避するための必要な援護、外出時における移動中の介護、その他必要な援助を行います。

第5期計画と実績

強度行動障害者の増加などを背景に、利用者数・利用延時間数ともに計画を大きく上回って推移しています。

見込量

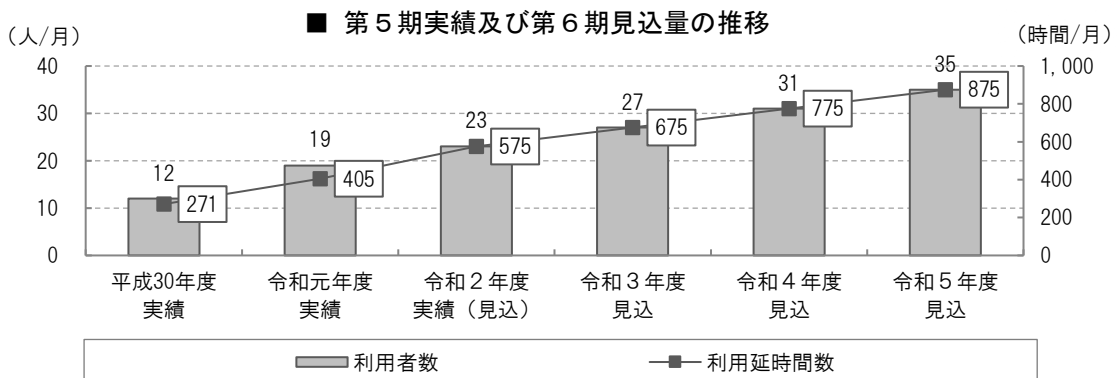
利用者数の見込は、平成30年度から令和2年度までの実績をもとに、現に利用している人の数、新規利用のニーズ等を勘案し、毎年4人/月ずつ利用者数の増加を見込んで算出しています。

利用延時間数は、これまでの実績から1人当たり利用時間数を25時間/月として算出しています。

見込量確保のための方策

令和2年8月現在の指定行動援護事業所は3か所です。利用者側のニーズは非常に高く、必要とする者が支援を受けられるよう、事業者及びヘルパーの確保に努めます。

区分	第5期計画値・実績値						第6期見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
利用者数(人/月)	10	12	11	19	12	23	27	31	35
利用延時間数(時間/月)	260	271	286	405	312	575	675	775	875



(2) 日中活動系サービスの見込量と確保策

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援などのサービスがあります。

① 生活介護

生活介護とは、障害支援区分が一定以上の障害のある人に対し、主として昼間において、障害者支援施設やデイサービスセンターで、入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行うものです。

第5期計画と実績

利用者数は概ね計画通り、利用延日数は計画を下回って推移しています。

見込量

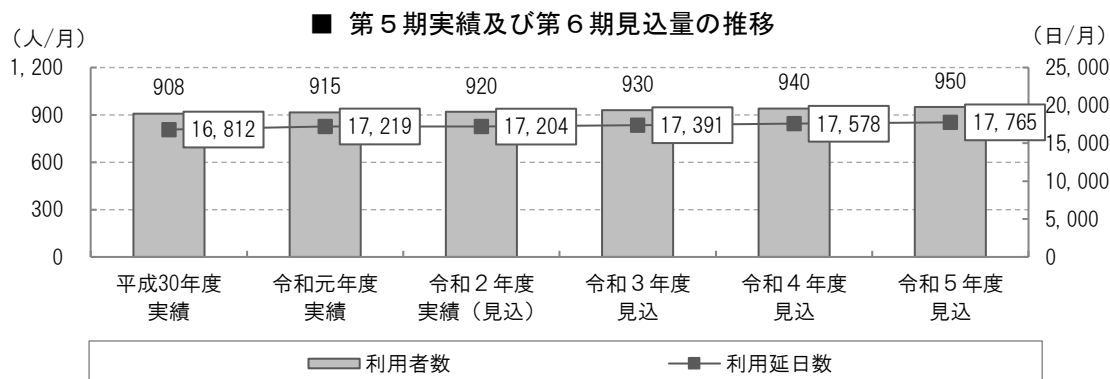
利用者数の見込は、平成30年度から令和2年度までの実績をもとに、現に利用している人の数、新規利用のニーズ、事業所の新設等を勘案し、毎年10人/月ずつ利用者数の増加を見込んで算出しています。

利用延日数は、これまでの実績から1人当たり利用日数を18.7日/月として算出しています。

見込量確保のための方策

現状の事業者によりサービス量は確保できるものと考えられます。

区 分	第5期計画値・実績値						第6期見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
利用者数 (人/月)	895	908	908	915	921	920	930	940	950
利用延日数 (日/月)	17,900	16,812	18,160	17,219	18,420	17,204	17,391	17,578	17,765



② 自立訓練

自立訓練とは、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、一定期間、身体機能または生活能力の向上のための訓練等を提供するもので、機能訓練と生活訓練に分けられます。

機能訓練は、リハビリテーションや、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のために行われ、利用期限が原則1年6か月と定められています。

生活訓練は、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受ける事業であり、利用期限は原則2年間です。

第5期計画と実績

機能訓練の利用者数は計画通り、利用延日数は計画を上回って推移しています。

生活訓練は利用者数・利用延日数ともに計画を下回って推移しています。

見込量

○機能訓練

利用者数の見込は、平成30年度から令和2年度までの実績をもとに、現に利用している人の数、新規利用のニーズ、指定事業所数等を勘案して算出しています。利用延日数は、これまでの実績から1人当たり利用日数を12日/月として算出しています。

○生活訓練

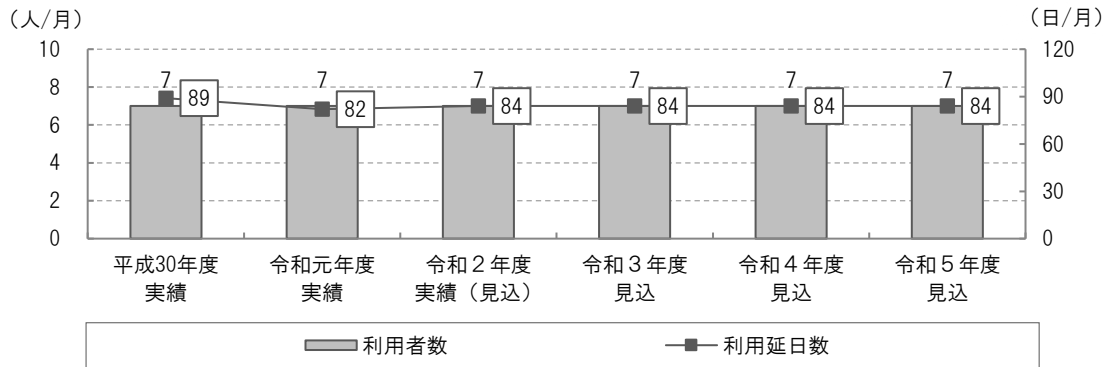
利用者数の見込は、平成30年度から令和2年度までの実績をもとに、毎年1人/月ずつ利用者数の増加を見込んで算出しています。利用延日数は、これまでの実績から1人当たり利用日数を12日/月として算出しています。

見込量確保のための方策

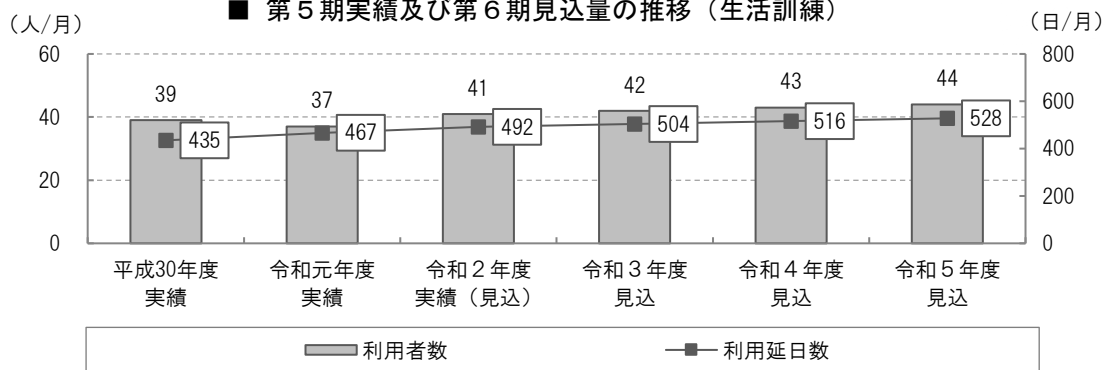
機能訓練・生活訓練ともに、現在の事業者により、見込量は確保できると考えられます。

区分	第5期計画値・実績値						第6期見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
機能訓練	利用者数(人/月)	7	7	7	7	7	7	7	7
	利用延日数(日/月)	70	89	70	82	70	84	84	84
生活訓練	利用者数(人/月)	50	39	52	37	54	41	42	44
	利用延日数(日/月)	650	435	676	467	702	492	504	528

■ 第5期実績及び第6期見込量の推移（機能訓練）



■ 第5期実績及び第6期見込量の推移（生活訓練）



③ 就労移行支援

就労移行支援とは、就労を希望する障害者に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うものです。利用期限は原則2年間となっています。

第5期計画と実績

利用者数は計画を上回って推移、利用延日数は計画を下回って推移しています。

見込量

利用者数の見込は、平成30年度から令和2年度までの実績をもとに、現に利用している人の数、新規利用のニーズ等も勘案し、毎年5人/月ずつ利用者数の増加を見込んで算出しています。

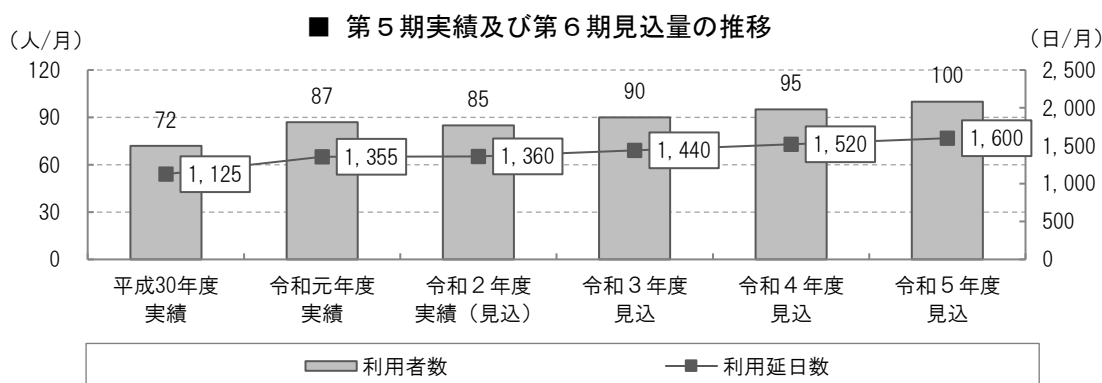
利用延日数は、1人当たり利用日数を16日/月として算出しています。

見込量確保のための方策

一般就労をめざす人にとって就労移行支援は必要な訓練を行うサービスであることの周知に努めます。

就労移行支援への取組を働きかける等、新たな事業所の参入の促進に努めます。

区分	第5期計画値・実績値						第6期見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
利用者数 (人/月)	68	72	73	87	78	85	90	95	100
利用延日数 (日/月)	1,360	1,125	1,460	1,355	1,560	1,360	1,440	1,520	1,600



④ 就労継続支援A型

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、雇用契約等に基づき就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うものです。

第5期計画と実績

利用者数、利用延日数それぞれについて、新規利用のニーズや事業所の新設とともに年々増加していますが、計画よりは下回る数値で推移しています。

見込量

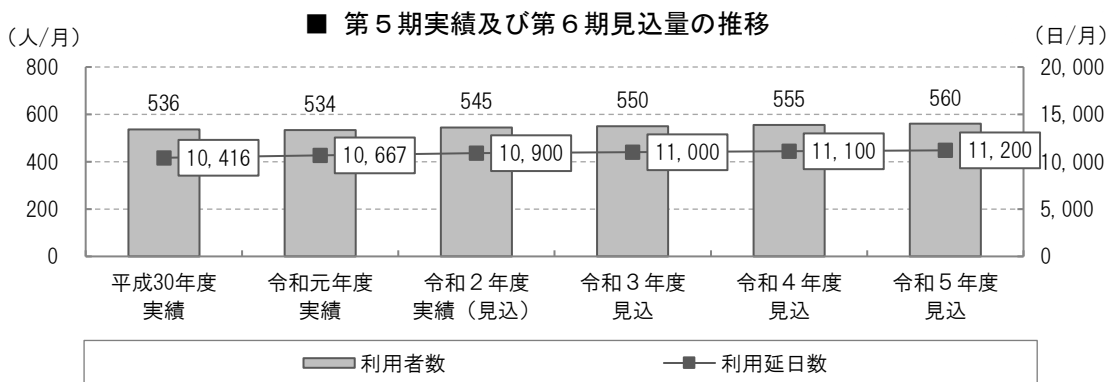
利用者数の見込は、平成30年度から令和2年度までの実績をもとに、現に利用している人の数、新規利用のニーズ、事業所の新設、特別支援学校高等部に在籍する生徒数、雇用情勢等を勘案し、毎年5人/月ずつ利用者数の増加を見込んで算出しています。

利用延日数は、1人当たり利用日数を20日/月として算出しています。

見込量確保のための方策

引き続き、民間企業も含めて、新たに就労継続支援A型に取り組む事業所の参入の促進に努めます。

区分	第5期計画値・実績値						第6期見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
利用者数 (人/月)	566	536	600	534	634	545	550	555	560
利用延日数 (日/月)	11,320	10,416	12,000	10,667	12,680	10,900	11,000	11,100	11,200



⑤ 就労継続支援B型

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うものです。

第5期計画と実績

利用者数・利用延日数は、概ね計画を上回って推移しています。

見込量

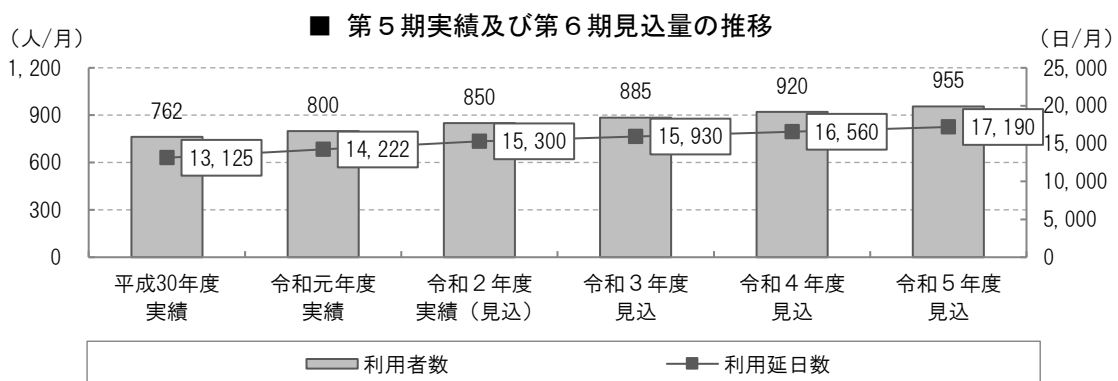
利用者数の見込は、平成30年度から令和2年度までの実績をもとに、現に利用している人の数、新規利用のニーズ、事業所の新設、特別支援学校高等部に在籍する生徒数等を勘案し、毎年35人/月ずつ利用者数の増加を見込んで算出しています。

利用延日数は、1人当たり利用日数を18日/月として算出しています。

見込量確保のための方策

生産活動だけでなく、様々な活動の場としての側面もあることから、引き続き新たに就労継続支援B型に取り組む事業所の参入の促進に努めます。

区分	第5期計画値・実績値						第6期見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
利用者数(人/月)	750	762	770	800	790	850	885	920	955
利用延日数(日/月)	13,500	13,125	13,860	14,222	14,220	15,300	15,930	16,560	17,190



⑥ 就労定着支援

一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調管理等に関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等を行うものです。

第5期計画と実績

利用者数は、計画を下回って推移しています。

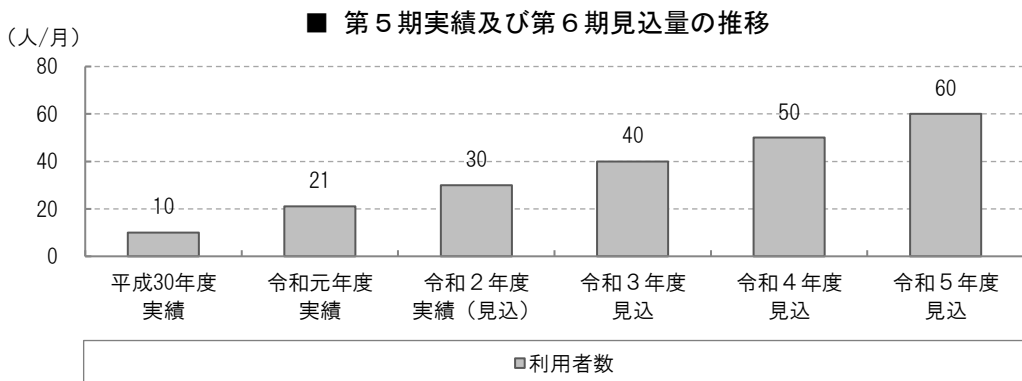
見込量

利用者数の見込は、平成30年度から令和2年度までの実績をもとに、福祉施設等からの一般就労への移行者数、新規利用のニーズ等を勘案し、毎年10人/月ずつ利用者数の増加を見込んで算出しています。

見込量確保のための方策

事業の周知を図るとともに、就労継続支援、就労移行支援、自立訓練等の事業所に就労定着支援への取組を働きかける等、新たな事業所の参入の促進に努めます。

区分	第5期計画値・実績値						第6期見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
利用者数(人/月)	34	10	43	21	52	30	40	50	60



⑦ 療養介護

療養介護とは、医療を要する障害者であって常時介護を要する人について、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を医療機関併設の施設で受けるものです。

第5期計画と実績

利用者数は、計画をやや下回って推移しています。

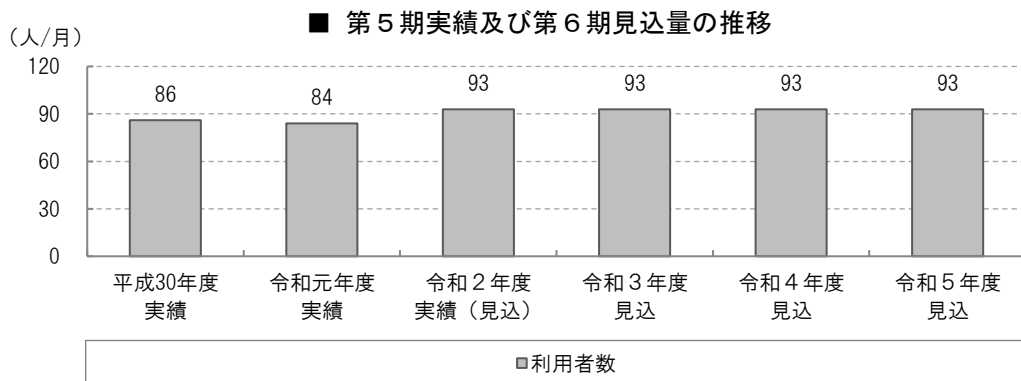
見込量

利用者数の見込は、平成30年度から令和2年度までの実績をもとに、現に利用している人の数、新規利用のニーズ等を勘案し、算出しています。

見込量確保のための方策

現状の事業者によりサービス量は確保できるものと考えられます。

区分	第5期計画値・実績値						第6期見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
利用者数(人/月)	90	86	92	84	94	93	93	93	93



⑧ 短期入所

短期入所とは、居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障害者が、入浴、排せつ及び食事の介護等を受けるものです。

第5期計画と実績

利用者数、利用延日数ともに計画を下回って推移しています。

見込量

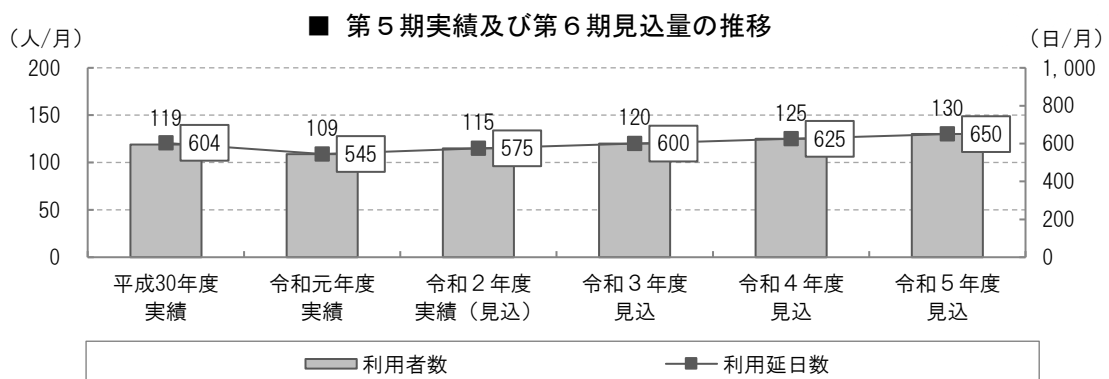
利用者数の見込は、平成30年度から令和2年度までの実績をもとに、現に利用している人の数、新規利用のニーズ、事業所の新設等を勘案し、毎年5人/月ずつ利用者数の増加を見込んで算出しています。

利用延日数は、これまでの実績から1人当たり利用日数を5日/月として算出しています。

見込量確保のための方策

令和2年8月現在の短期入所指定事業所は29か所です。短期入所利用者のニーズに答えられるよう、新たな事業所の参入の促進に努めます。

区分	第5期計画値・実績値						第6期見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
利用者数 (人/月)	120	119	130	109	140	115	120	125	130
利用延日数 (日/月)	660	604	715	545	770	575	600	625	650



(3) 居住系サービスの見込量と確保策

居住系サービスは、居宅における单身等の生活を支援する自立生活援助、共同生活を営む住居での生活を支援する共同生活援助、施設に入所しての生活を援助する施設入所支援があります。

① 自立生活援助

居宅において单身等で生活する障害者が、自立した日常生活をおくる上での様々な課題について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、情報の提供及び助言その他の必要な援助を受けるサービスです。

第5期計画と実績

指定自立生活援助事業所がないため、利用者数についても実績はありません。

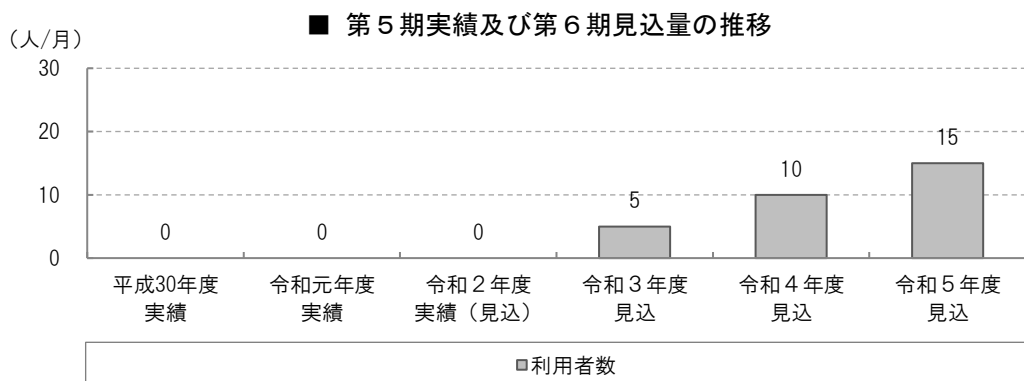
見込量

利用者数の見込は、施設入所者の地域移行への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる人の数等を勘案し、毎年5人/月ずつ利用者数の増加を見込んで算出しています。

見込量確保のための方策

事業の周知を図るとともに、人材の安定的確保及び既存の障害福祉サービスの有効活用の観点から、自立生活援助事業所職員が、他の障害福祉サービスとの兼務について柔軟に対応できるようにする等、事業者の参入を促進します。

区 分	第5期計画値・実績値						第6期見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
利用者数 (人/月)	10	0	15	0	20	0	5	10	15



② 共同生活援助

共同生活を営むべき住居に入居している障害者が、主として夜間や休日において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を受けるサービスです。

第5期計画と実績

利用者数は、計画を上回って推移しています。

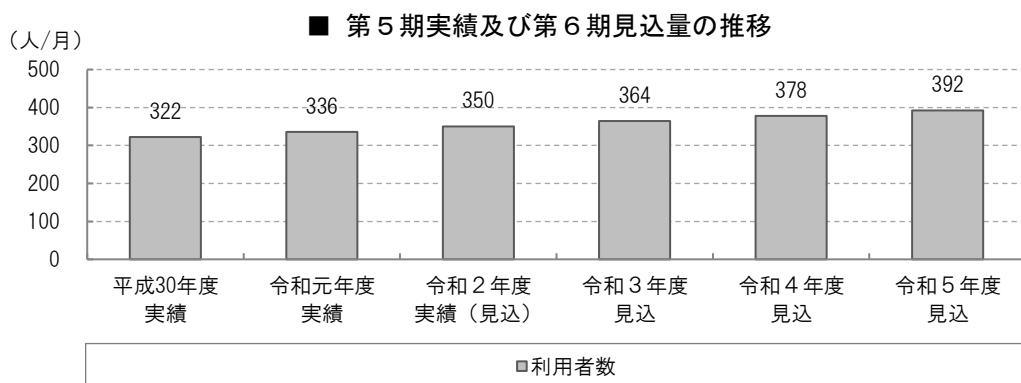
見込量

利用者数の見込は、事業所の新設、現に利用している人の数、施設入所者の地域移行への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる人の数等を勘案し、算出しています。

見込量確保のための方策

施設・病院等からの地域移行に関する重要性を広く事業者に伝えるとともに、総合計画に基づき、社会福祉施設整備費補助金を活用しながら、1年に1か所を目標にグループホームの整備に努めます。

区分	第5期計画値・実績値						第6期見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
利用者数 (人/月)	302	322	314	336	326	350	364	378	392



③ 施設入所支援

施設に入所する障害者が、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を受けるサービスです。平日の日中は、日中活動の事業を利用します。

第5期計画と実績

利用者数は、計画をやや上回って推移しています。

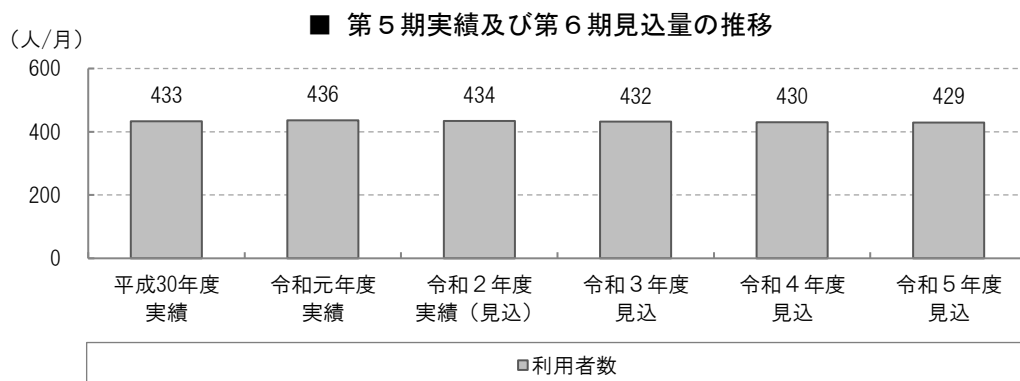
見込量

利用者数の見込は、令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上削減することとして算出しています。

見込量確保のための方策

入所施設における集団的生活から、障害者の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。そのため、医療や福祉等、多職種が連携できるためのシステムづくりを進めます。

区 分	第5期計画値・実績値						第6期見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
利用者数 (人/月)	435	433	433	436	432	434	432	430	429



(4) 相談支援の見込量と確保策

障害のある人の相談支援には、計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援があります。

① 計画相談支援

障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成及び見直しを行います。

第5期計画と実績

月ごとの変動は見られるものの、概ね計画を上回って推移しています。

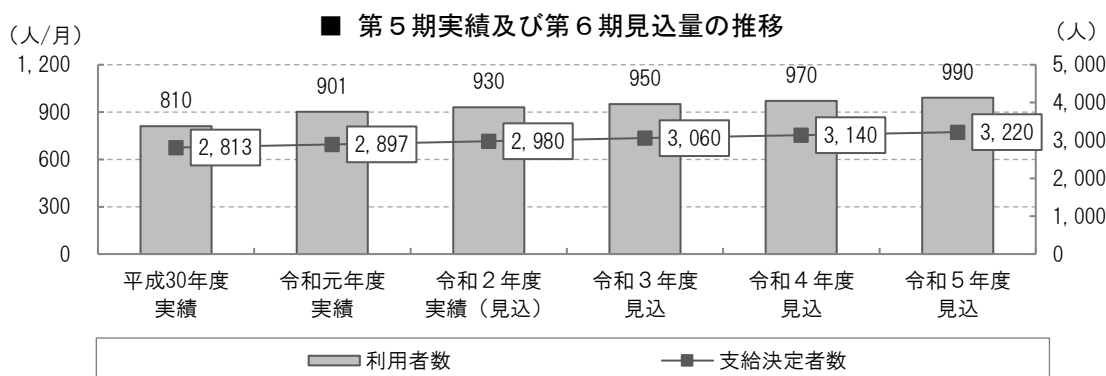
見込量

利用者数の見込は、現に利用している人の数や、新規利用のニーズ等を勘案し、毎年20人/月ずつ利用者数の増加を見込んで算出しています。

見込量確保のための方策

計画相談支援はケアマネジメントの観点からも大変重要であることから、今後も事業所及び相談支援専門員の適正数の確保に努めます。

区分	第5期計画値・実績値						第6期見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
利用者数 (人/月)	700	810	720	901	740	930	950	970	990
支給決定者数 (人)【参考】		2,813		2,897		2,980	3,060	3,140	3,220



② 地域移行支援

入所している障害者または入院している精神障害者の地域生活に移行するための相談を行います。

第5期計画と実績

利用者数は、計画を下回って推移しています。

見込量

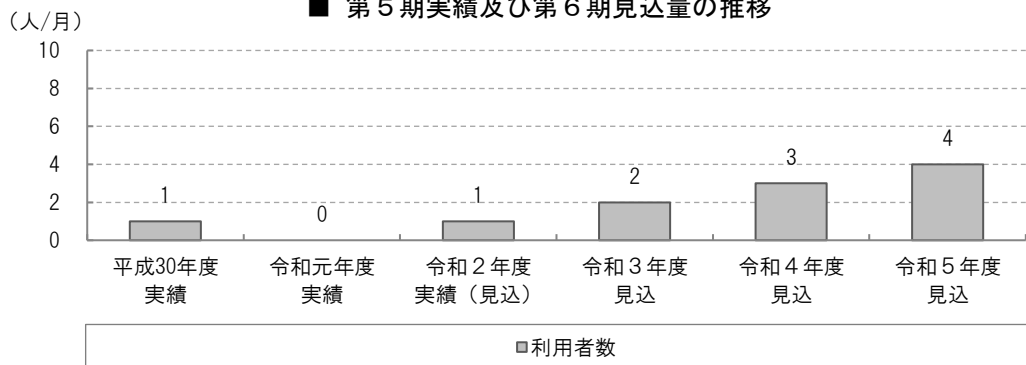
利用者数の見込は、施設・病院から地域生活への移行者数、新規利用のニーズ等を勘案し、毎年1人/月ずつ利用者数の増加を見込んで算出しています。

見込量確保のための方策

事業の周知を行うとともに、事業所の適正数の確保に努めます。

区分	第5期計画値・実績値						第6期見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
利用者数 (人/月)	4	1	5	0	6	1	2	3	4

■ 第5期実績及び第6期見込量の推移



③ 地域定着支援

居宅にて単身で生活する障害のある人が地域生活を継続していくための各種の支援を行います。

第5期計画と実績

利用者数は、計画を下回って推移しています。

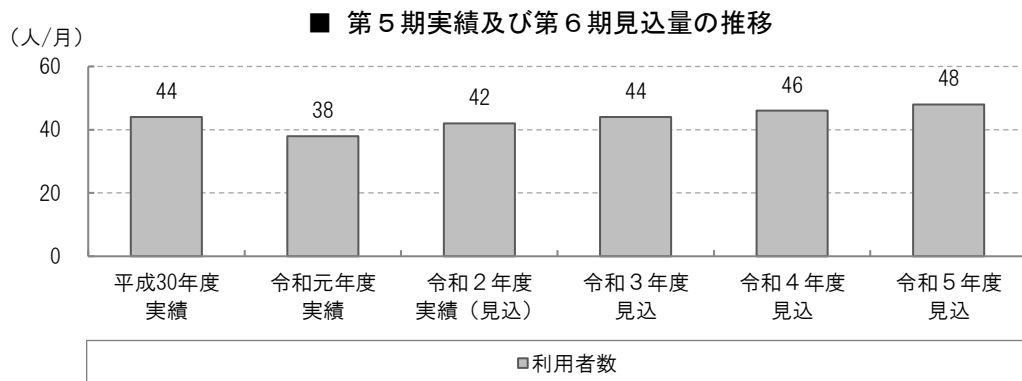
見込量

利用者数の見込は、施設・病院から地域生活への移行者数、新規利用のニーズ等を勘案し、毎年2人/月ずつ利用者数の増加を見込んで算出しています。

見込量確保のための方策

事業の周知を行うとともに、事業所の適正数の確保に努めます。また、緊急時の対応等、利用者の多様なニーズに対して事業者が対応できる体制の確保に努めます。

区分	第5期計画値・実績値						第6期見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
利用者数 (人/月)	50	44	55	38	60	42	44	46	48



第5章

(5) 発達障害者等に対する支援

発達障害者及び発達障害児（以下「発達障害者等」という。）の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、支援体制の確保を図ります。

① 発達障害者等及び家族等への支援

保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニング^{注15}やペアレントプログラム^{注16}等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の確保を図ります。

また、発達障害者等やその家族が、互いの悩みの共有や情報交換をできる交流の場等のピアサポート^{注17}の活動を支援します。

注15 ペアレントトレーニング：保護者等が子どもの行動を観察して発達障害の特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと。

注16 ペアレントプログラム：子どもや保護者等自身について「行動」の客観的な理解の仕方を学ぶことで、保護者等の認知の変容（子どもの行動の捉え方を変え、前向きに考えることができるようになること）を目的としたプログラム。

注17 ピアサポート：同じ課題や環境を体験してきた人達が、お互いの経験を伝え合ったりわかち合ったりすることにより支え合うこと。

4 地域生活支援事業の見込量と確保策

(1) 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業は、障害のある人が基本的人権を有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。また、新たに、地域生活支援促進事業が創設されました。本市が地域生活支援事業等として実施する主な事業は次の通りです。

■ 本市が実施する主な事業

区分		事業名
地域生活支援事業	必須事業	①理解促進研修・啓発事業
		②自発的活動支援事業
		③相談支援事業
		④成年後見制度利用支援事業
		⑤成年後見制度法人後見支援事業
		⑥意思疎通支援事業
		⑦日常生活用具給付事業
		⑧手話奉仕員養成研修事業
		⑨移動支援事業
		⑩地域活動支援センター機能強化事業
	任意事業	⑪訪問入浴サービス事業
		⑫日中一時支援事業
		⑬生活訓練等支援事業
		⑭社会参加支援事業
		⑮自動車運転免許取得助成事業・自動車改造助成事業
		⑯障害児等療育支援事業
		⑰児童発達支援センター機能強化事業
地域生活支援促進事業	⑱障害者虐待防止対策事業	

(2) 必須事業の見込量と確保策

① 理解促進研修・啓発事業

障害のある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、イベント等をはじめとする研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、地域共生社会の実現を図ります。

○療育相談会及び啓発講習会等を通じて、障害のある人自身が一般の人々と同様に社会生活を営みその能力を活用できるように支援することを目的として、

- ・啓発事業（障害者団体への補助）
- ・障害者ナイスファミリー育成事業（障害のある人（障害のある子ども）とその保護者を対象とする親子活動や勉強会等福祉活動事業に対する補助）
- ・音楽ふれあい療育等事業（音楽療法、水泳療法）

について、今後も継続して事業補助を行います。

○障害福祉のしおり（各種の福祉制度を紹介した冊子）を作成し、障害者手帳交付時等に配付するとともに、市ホームページに掲載します。

視覚障害者のための点字版での情報提供に加え、障害特性に応じたわかりやすい情報提供のあり方について検討します。

○障害者基本法に規定する障害者週間（12月3日～9日）に合わせて、障害のある人（障害のある子ども）が製作した手芸、絵画、書、工芸品等を一堂に展示し、公開することによって、障害のある人に対する理解と啓発を図ります。

② 自発的活動支援事業

障害のある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、精神障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるノーマライゼーション社会の実現を図ります。

○メンタルヘルスサポーター育成研修（精神科疾患の理解と地域の支援者としての知識習得のための研修会）を実施していきます。

○委託事業として、富山市メンタルヘルスサポーター連絡会によるこころのサポーター活動（訪問、電話による見守り、ケア会議への出席、地域作業所等へのボランティア活動）、地域住民への広報・普及啓発、心の健康づくり事業（ひだまりサロン、家族教室、講演会等への協力）を実施します。

○精神障害者家族相談員活動支援事業を実施します。

③ 相談支援事業**i 障害者相談支援事業**

障害のある人や障害のある子どもの保護者・介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行い、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

ii 基幹相談支援センター等機能強化事業

就労支援を含めた機能の充実を図るとともに、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援等を実施し相談支援機能の強化を図ります。

iii 住宅入居支援事業（居住サポート事業）

賃貸住宅への入居を希望していても、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人を支援するよう努めます。

④ 成年後見制度利用支援事業

知的障害または精神障害などの理由で判断能力が不十分な人に対し、親族がいない等で成年後見制度が利用できない人に市長が代わりに申立てを行います。

さらに、経済的な理由から申立てに要する経費や後見人等の報酬が払えない人に助成します。

第5期計画と実績

申立て利用者と報酬助成利用者の実績の合計は、計画を上回って推移しています。

見込量

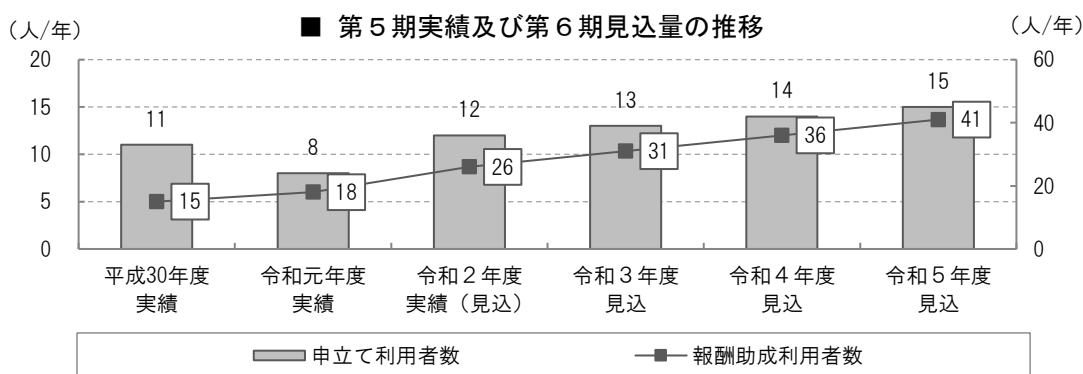
利用者数の見込は、平成30年度から令和2年度までの実績から算出しています。

見込量確保のための方策

委託相談支援事業所や障害者団体等を通じ、制度の啓発に努めます。

区分	第5期計画値・実績値						第6期見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
申立て利用者数(人/年)	15	11	17	8	19	12	13	14	15
報酬助成利用者数(人/年)		15		18		26	31	36	41

※第5期計画値は申立て利用者数と報酬助成利用者数を合わせたもの。



⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障害のある人の権利擁護に努めます。

⑥ 意思疎通支援事業

障害のある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者等の派遣及び設置を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

第5期計画と実績

手話通訳者派遣事業及び要約筆記者派遣事業は微減傾向、手話通訳者設置事業は横ばいとなっています。重度障害者入院時コミュニケーション支援事業は、利用者がありません。

見込量

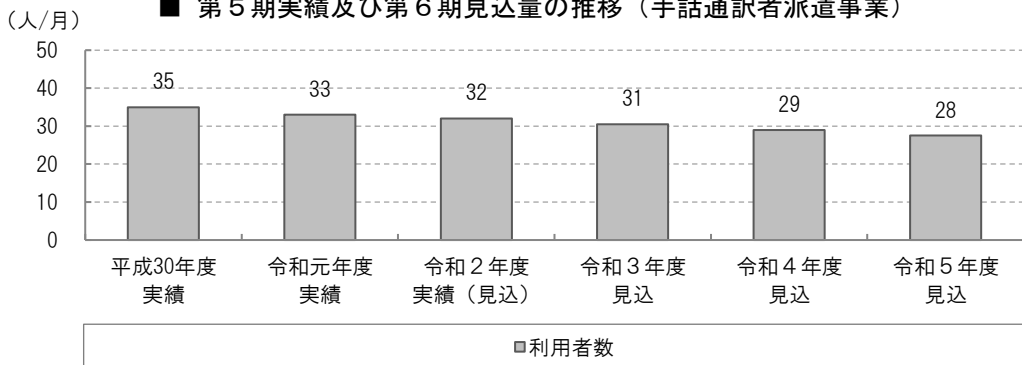
利用者数の見込は、平成30年度から令和2年度までの実績から算出しています。

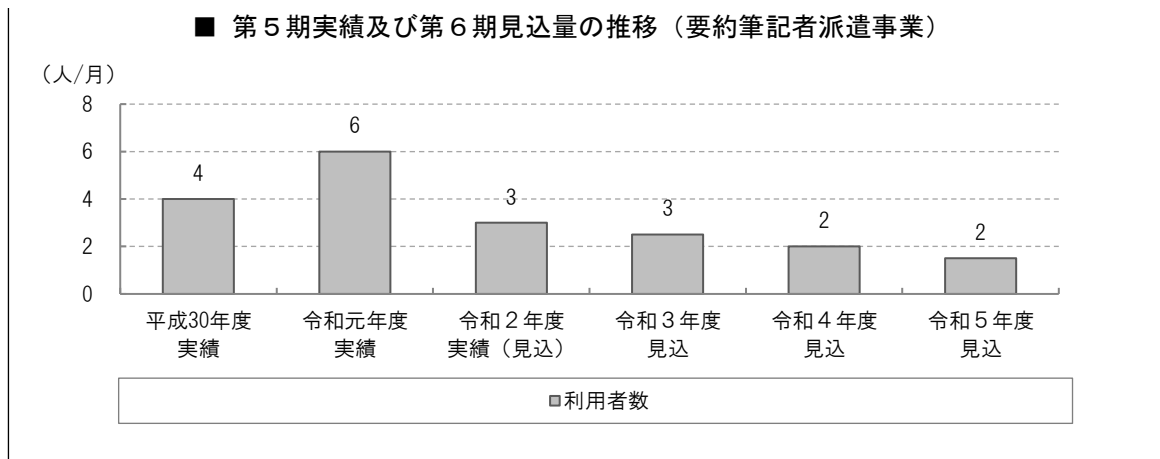
見込量確保のための方策

引き続き、富山市聾啞福祉協会との連携により、サービスの提供体制を整えます。今後は、ノートテイク等、障害特性に応じた意思疎通支援に取り組みます。

区分 (単位: 利用者数 (人/月))	第5期計画値・実績値						第6期見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
手話通訳者派遣事業	32	35	32	33	32	32	31	29	28
要約筆記者派遣事業	3	4	3	6	3	3	3	2	2
重度障害者入院時コミュニケーション支援事業	1	0	1	0	1	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	1	1	1	1	1	1	1	1	1

■ 第5期実績及び第6期見込量の推移(手話通訳者派遣事業)





⑦ 日常生活用具給付事業

日常生活用具は、「介護・訓練支援用具（入浴担架、特殊寝台など）」「自立生活支援用具（入浴補助用具、便器など）」「在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器など）」「情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置など）」「排泄管理支援用具（ストーマ用装具、紙おむつなど）」「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の6種類に大別されています。

第5期計画と実績

ストーマ用装具などの排泄管理支援用具の給付が多くなっています。

見込量

利用件数の見込は、平成30年度から令和2年度までの実績から算出しています。

見込量確保のための方策

事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

区分 (単位: 利用件数 (件/月))	第5期計画値・実績値						第6期見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
介護・訓練支援用具	2	2	2	3	2	2	2	2	2
自立生活支援用具	7	4	7	5	7	4	4	4	4
在宅療養等支援用具	4	3	4	6	4	5	6	7	8
情報・意思疎通支援用具	5	5	5	6	5	5	5	5	5
排泄管理支援用具	775	885	775	868	775	860	848	835	823
居宅生活動作補助用具	1	1	1	1	1	1	1	1	1

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、手話入門講座・手話基礎講座を開催し、手話奉仕員を養成します。

第5期計画と実績

入門講座及び基礎講座の修了者数は、概ね計画通り推移しています。

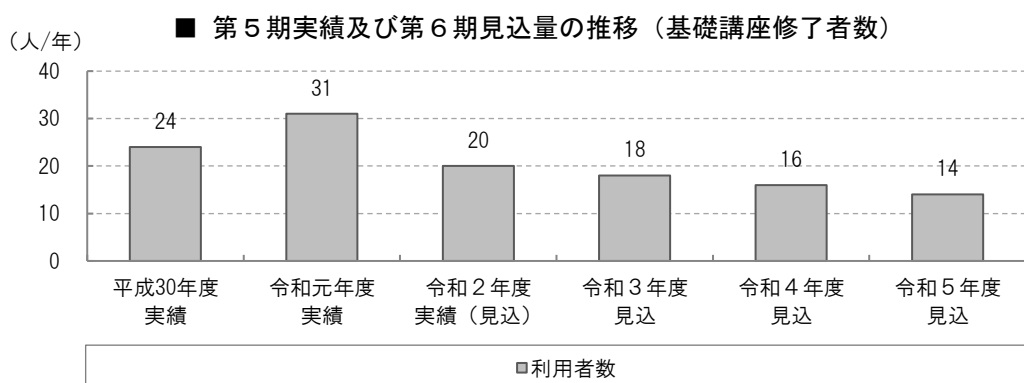
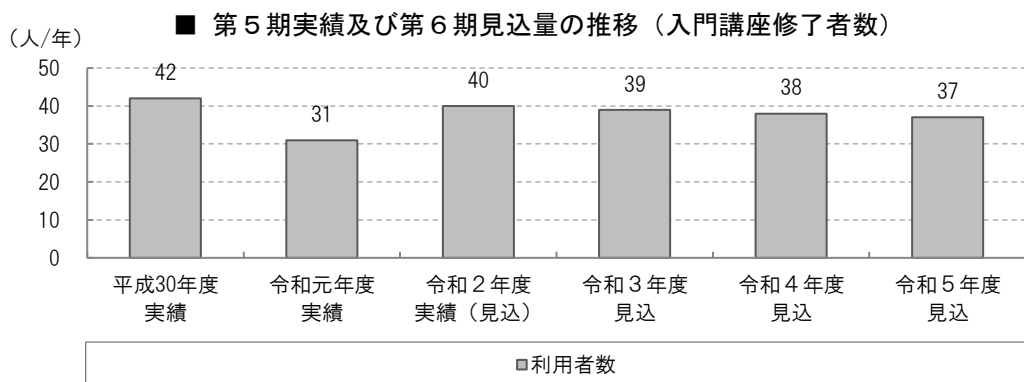
見込量

修了者数の見込は、平成30年度から令和2年度までの各年度における講座修了者数をもとに算出しています。

見込量確保のための方策

富山市社会福祉協議会と連携し、受講者数の確保に取り組みます。

区 分	第5期計画値・実績値						第6期見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
入門講座 修了者数 (人/年)	40	42	40	31	40	40	39	38	37
基礎講座 修了者数 (人/年)	20	24	20	31	20	20	18	16	14



⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人が、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時における移動を支援します。

第5期計画と実績

年度により変動があるものの、利用者数・利用延時間数ともに、概ね横ばいで推移しています。

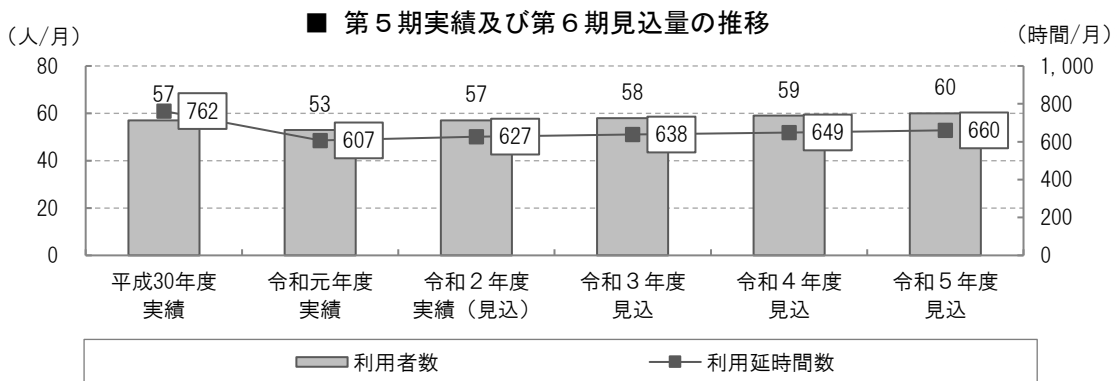
見込量

利用者数の見込は、移動支援事業の周知により、利用者数が増加するものとして算出しています。利用延時間数は、これまでの実績から1人当たり利用時間数を11時間/月として算出しています。

見込量確保のための方策

令和2年8月現在の移動支援登録事業所は25か所です。移動支援に対する利用者の様々なニーズに応えられるよう、事業者及びヘルパーの確保に努めます。

区分	第5期計画値・実績値						第6期見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
利用者数 (人/月)	54	57	60	53	66	57	58	59	60
利用延時間数 (時間/月)	594	762	660	607	726	627	638	649	660



⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の場を提供します。

第5期計画と実績

事業所数は概ね計画通り、利用者数は計画を上回って推移しています。

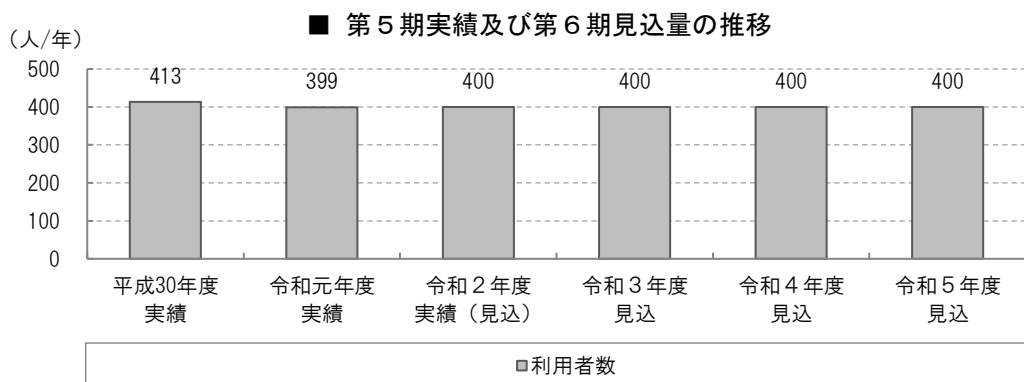
見込量

事業所数・利用者数の見込は、平成30年度から令和2年度までの実績をもとに、横ばいで推移するものと見込んでいます。

見込量確保のための方策

現在の事業所により、見込量は確保できると考えられます。

区 分	第5期計画値・実績値						第6期見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
事業所数 (か所)	11	11	11	10	11	10	10	10	10
利用者数 (人/年)	320	413	320	399	320	400	400	400	400



⑪ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

富山県と連携し、手話通訳に必要な手話表現等技術等を習得した手話通訳者、要約筆記に必要な要約技術等を習得した要約筆記者を養成するとともに、盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修を検討します。

⑫ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

富山県と連携し、聴覚障害者の自立と社会参加を図るため、障害者団体等の会議等に手話通訳者または要約筆記者を派遣するとともに、盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を検討します。

(3) 任意事業の見込量と確保策

① 訪問入浴サービス事業

入浴が困難な障害のある人に、浴槽を持ち込み居宅での入浴サービスを提供し、清潔の保持・心身機能の維持を図ります。

第5期計画と実績

事業者数は、計画を下回って推移しています。利用者数・利用延回数は、計画を上回って推移しています。

見込量

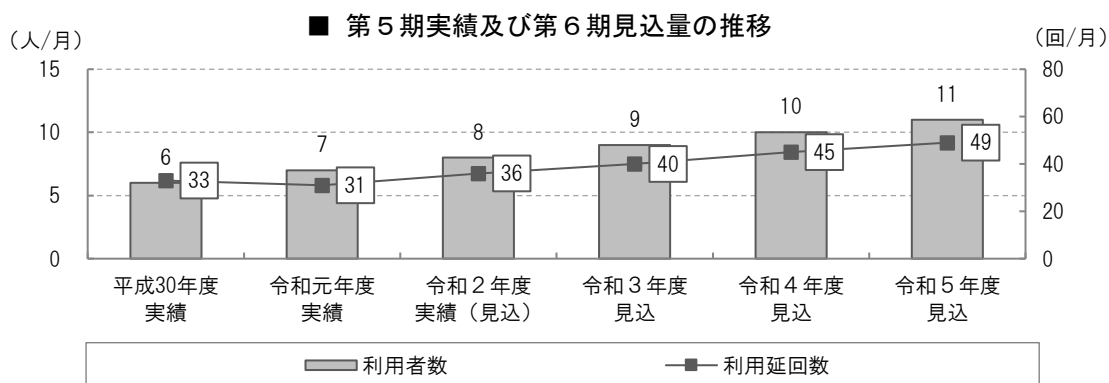
事業者数の見込は、平成30年度から令和2年度の実績をもとに、現状が維持されることを見込んだものです。

利用者数・利用延回数の見込は、平成30年度から令和2年度の実績をもとに、若干の伸びがあることを見込んだものです。

見込量確保のための方策

現在、訪問入浴サービスを提供している事業所によって、見込量は確保できると考えられます。

区分	第5期計画値・実績値						第6期見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
事業者数(か所)	4	3	4	3	4	3	3	3	3
利用者数(人/月)	5	6	5	7	6	8	9	10	11
利用延回数(回/月)	20	33	20	31	24	36	40	45	49



② 日中一時支援事業

障害者に日中活動する場の提供と家族のレスパイトを行います。

第5期計画と実績

事業者数・利用者数・利用延回数は、いずれも計画を下回って推移しています。

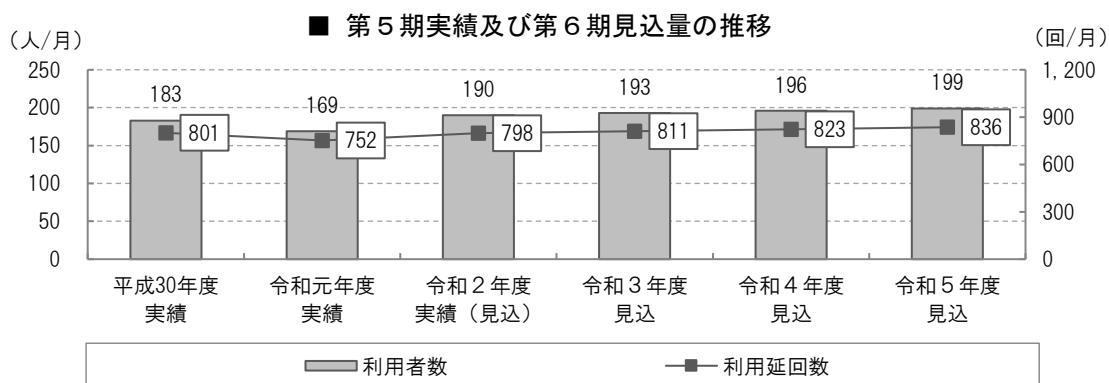
見込量

事業者数・利用者数の見込は、平成30年度から令和2年度の実績をもとに見込んだものです。利用延回数は、これまでの実績から1人当たり利用回数を4.2回/月として算出しています。

見込量確保のための方策

令和2年8月現在の日中一時支援事業登録事業所は68か所あります。放課後等デイサービスの利用者のニーズも見極めながら必要量の確保に努めます。

区分	第5期計画値・実績値						第6期見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
事業者数(か所)	61	53	63	55	65	55	56	57	58
利用者数(人/月)	213	183	220	169	227	190	193	196	199
利用延回数(回/月)	873	801	902	752	930	798	811	823	836



③ 生活訓練等支援事業

障害者に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行うため、知的障害者福祉事業、精神障害者支援事業、障害者福祉プラザで生活訓練事業を行っています。

- ・知的障害者を対象に買い物学習等の訓練
- ・障害者福祉プラザにおいて、生活の質の向上をめざしたパソコン教室等、日常生活動作訓練等
- ・精神障害者が自立し安心して社会生活を送るために、精神障害者の居場所（ひだまりサロン）の提供や精神障害者とメンタルヘルスサポーターとの交流

その他に、アルコールと健康についての教室の開催や精神障害者の地域移行支援をするための人材育成に関する研修会を開催します。

④ 社会参加支援事業

i スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

障害者福祉プラザの温水訓練施設や多目的ホールで各種スポーツ教室を開催するほか、団体、個人の利用者にスポーツやレクリエーションに必要な支援を行い障害者がスポーツやレクリエーションに触れる機会を提供することで、障害者のスポーツ振興及び身体機能の維持向上を図ります。

区分	第5期計画値・実績値						第6期見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
開催延回数 (回/年)	-	531	-	492	-	280	340	410	490

ii 点字・声の広報等発行事業

点字・声の広報等を発行して、視覚障害者に必要な情報提供に努めます。

区分	第5期計画値・実績値						第6期見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
発行点数 (点/年)	-	25	-	25	-	25	25	25	25

iii 奉仕員養成研修事業

点訳奉仕員・朗読奉仕員・要約筆記奉仕員を養成する講習会を開催する事業です。

区 分	第5期計画値・実績値						第6期見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
開催延回数 (回/年)	-	20	-	20	-	20	20	20	20

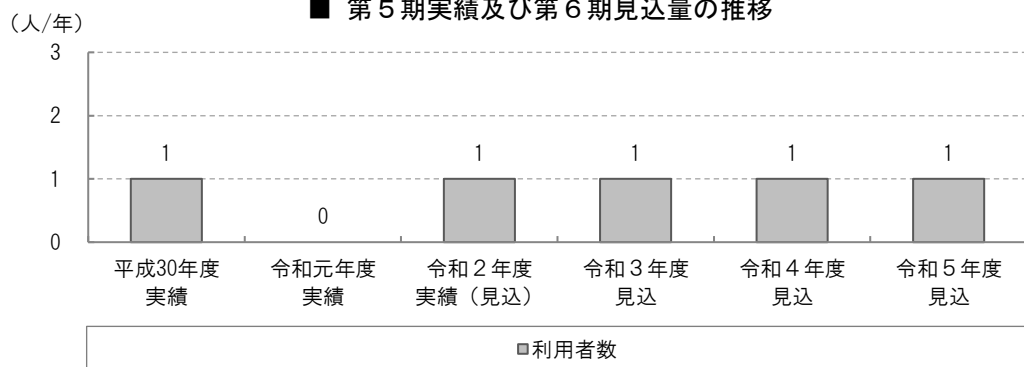
⑤ 自動車運転免許取得助成事業・自動車改造助成事業

i 自動車運転免許取得助成事業

障害者が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成します。

区 分	第5期計画値・実績値						第6期見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
利用者数 (人/年)	-	1	-	0	-	1	1	1	1

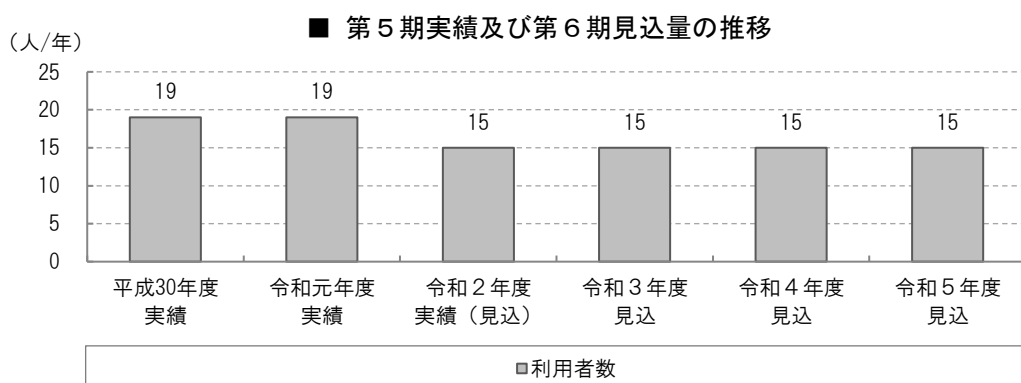
■ 第5期実績及び第6期見込量の推移



ii 自動車改造助成事業

障害者が障害ゆえの必要により、自ら運転する自動車を改造する際に要する費用の一部を助成します。

区分	第5期計画値・実績値						第6期見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績(見込)			
利用者数 (人/年)	-	19	-	19	-	15	15	15	15



(4) 地域生活支援促進事業の活動目標

① 障害者虐待防止対策事業

障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護を目的として、障害者自立支援協議会に「権利擁護部会」を設置し、関係機関等による情報共有のための連携体制の整備や、障害者虐待に関する課題等について協議します。